

## 学校を初めとする公共施設の耐震化を抜本的に強化することを求める意見書

関東大震災から80年、阪神・淡路大震災から8年半がたつ。地震活動期に入った日本列島。21世紀前半には、多くの地域で大地震が起きる可能性が指摘されている。南関東地域の直下型地震は「緊迫性」が指摘され、この地震によって震度6相当以上になる可能性のある地域として一都六県が挙げられている。日本列島のどの地域でも、国と自治体、住民が協力して、被害を最小限に抑える対策の強化が求められている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などによる圧死が多かったことから、命を守るために建物の耐震化の強化が改めて教訓となった。子どもが通い、住民の避難所にもなる施設の耐震化を一刻も早く完全実施させなければ住民の命を守る地方自治体の責務を果たすことができない。また、国の耐震改修促進法の「努力義務」の対象外の公共施設は、耐震診断さえも行われない現状である。

三鷹市では、小・中学校の耐震診断を100%実施し、耐震化に努力してきたが、まだ、耐震補強工事の必要な学校施設が残っている。また、耐震診断が行われていない保育園もある。

よって、本市議会は、政府に対し、公共施設の耐震化を進めるために、以下の点で全力を挙げることを求めるものである。

- 1 平成17年度までとなっている地震防災対策特別措置法に基づく耐震補強工事の補助制度を延長すること。体育館も2分の1補助の対象にすることなどを含め、補助制度自体を現場の実態に合ったものに抜本的に改善することなど、対象の拡大を行うこと。
- 2 国として「耐震補強工事完了計画」を作成し、短期間に補強工事を完了させるため、臨時の無利子貸し付けを行うなどの特別の財源対策を行うこと。
- 3 耐震改修促進法の「努力義務」の基準を緩和し、多数の者が利用する建築物への対象の拡大をすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年 9月25日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量